

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第 210 回国会】令和 4 年 10 月 31 日（月）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 山本剛正君（維新）

補欠選任 理事 浦野靖人君（維新）（理事山本剛正君今 31 日理事辞任につきその補欠）

2 寺田総務大臣から発言がありました。

3 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

- ・寺田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）後藤祐一君（立憲）

（質疑者及び主な質疑事項）

後藤祐一君（立憲）

- （1） 亡くなった者が政治団体の会計責任者であることが政治資金規正法の罰則の対象ではないことの確認
- （2） 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体（寺田稔竹原後援会）の令和元年分及び令和 2 年分の収支報告書の表紙（様式（その 1））の会計責任者の欄に亡くなった者の氏名が記載されていることについて、収支報告書自体の虚偽記載として罰則の対象となるか否かの確認
- （3） 収支報告書の表紙（様式（その 1））の会計責任者の欄に亡くなった者の氏名を記載することが政治資金規正法第 25 条の対象となるか否かの確認及び（1）の答弁を訂正する必要性
- （4） 10 月 26 日の当委員会での答弁によれば、少なくとも令和 2 年分の収支報告書の提出時点では、寺田総務大臣は会計責任者が亡くなったことを認識していたと考えられるが、このことが重過失に当たり、同法の罰則の対象となるか否かの確認
- （5） 寺田総務大臣の妻が寺田稔呉後援会に対して発行した平成 30 年の家賃の領収書に収入印紙が貼付されていないことが、印紙税法第 8 条違反に該当するか否かの確認及びその後収入印紙を貼付した時期
- （6） 印紙税法上の収入印紙を貼付すべき時期について国税庁への確認

4 ①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第 10 号）

②最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（内閣提出第 11 号）

- ・寺田総務大臣、尾身総務副大臣、中川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

- ・①について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産）

- ・②について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産）

（質疑者）富樫博之君（自民）、福重隆浩君（公明）、渡辺周君（立憲）、寺田学君（立憲）、岩谷良平君（維新）、斎藤アレックス君（国民）、塩川鉄也君（共産）

(質疑者及び主な質疑事項)

富樫博之君 (自民)

- (1) 統一地方選挙の投票率が低下している状況についての認識及び投票率向上のための具体的な対処方法
- (2) 地方議会議員のなり手不足について
 - ア 総務省の認識及び問題解消のために検討している具体的な取組
 - イ 地方議会議員の請負禁止の緩和についての見解
 - ウ 町村長及び町村議会議員の選挙の選挙公営について現時点における公営条例の制定状況及び車上運動員等の報酬の基準額を実態に即して見直す必要性

福重隆浩君 (公明)

- (1) 統一地方選挙の統一率が低下傾向にある中、地方選挙を統一して行う意義及び統一することの効果について尾身総務副大臣の見解
- (2) 若年層への選挙啓発に関し、SNS等の積極的な活用についての見解及びその他の具体的な施策
- (3) 在外選挙におけるインターネット投票について
 - ア これまでの進捗及び課題
 - イ サイバー攻撃等への対策

渡辺周君 (立憲)

- (1) 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体(寺田稔竹原後援会)の収支報告書(令和元年分及び令和2年分)について
 - ア 収支報告書の提出を担当した者の確認
 - イ 収支報告書の事務担当者に対する確認の状況
 - ウ 寺田稔竹原後援会又は自由民主党広島県第五選挙区支部から収支報告書の事務担当者に対して報酬を支払った事実の有無
- (2) 最高裁判所裁判官国民審査法改正案について
 - ア 在外国民審査において採用する投票方法
 - イ 分離記号式投票の方法の詳細
- (3) 共通投票所や期日前投票所の駅や商業施設への設置が進まないことに関する問題点及びその改善方策
- (4) 地方自治体と旧統一教会関連団体との関わりについて総務省としてルールを設ける必要性

寺田学君 (立憲)

- (1) 自由民主党広島県連主催のパーティー(令和4年10月30日開催)が政治資金規正法第8条の2で規定されている政治資金パーティーに該当するか否かについての寺田総務大臣の認識
- (2) 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体(寺田稔竹原後援会)の収支報告書について
 - ア 添付されている領収書への収入印紙の貼付に関する経緯及び対応者の確認
 - イ 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体(5団体)の収支報告書の表紙(様式(その1))に氏名が記載されている者の生存していることの確認
- (3) 在外選挙におけるインターネット投票を検討し実施すべきとの意見についての見解
- (4) 事前運動の禁止及び立会演説会制度の廃止の理由

岩谷良平君（維新）

- (1) 統一地方選挙特例法案について
 - ア 令和5年3月から5月までの3か月間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙を統一対象としている理由及びこの期間を3か月以上とすることについての所見
 - イ 統一地方選挙を前半と後半に分けず、同日に実施することの是非についての所見
 - ウ 本法律案には、令和5年6月1日から10日までに任期が満了する地方公共団体の長の選挙についても統一対象とすることができる旨の規定があるが、当初この規定の対象であった阪神・淡路大震災の被災団体は、平成29年の任期特例法を受けた対応により上記アの期間に統一地方選挙を行えるようになった。にもかかわらず、この規定が本法律案に残っているのは、統一率を高めて効率の良い選挙にする趣旨が含まれていることの確認
 - エ 統一地方選挙を再統一すること及びその際は新しい首長が予算編成に携われるよう統一地方選挙を11月に行うこと等についての所見
- (2) 選挙に関する啓発及び広報に係る予算について
 - ア 予算の急激な削減が長期にわたる投票率の低迷に及ぼしている影響及びそれについての検証の有無
 - イ 政府答弁（衆議院予算委員会第二分科会 令和4年2月16日）にある「所要の額を確保して、啓発を適切に執行」の意味
 - ウ 予算の増額を検討する必要性に対する寺田総務大臣の見解
 - エ 地方公共団体から予算について意見書が提出された事実及び地方公共団体に対して予算についてヒアリング等の調査を行った事実の有無
- (3) 公民科の新科目「公共」における主権者教育の実施状況に関する調査の有無
- (4) 投票権行使の適正化に向けて転居者の住民票の異動状況について実態調査を行う必要性
- (5) 地方選挙の在り方を地方公共団体自身が決定できるようにするため、地方自治法や公職選挙法を改正する必要性
- (6) 期日前投票所の設置について市区町村によって積極性の違いが見られることに関する認識
- (7) 最高裁判所裁判官国民審査法改正案等について
 - ア 総務省による在外選挙におけるインターネット投票の実証実験の結果は、国内における投票にインターネット投票を導入する際にも活用できるか否かの確認
 - イ 国民審査の対象となる裁判官の情報等について、SNS等を活用する必要性についての見解

齋藤アレックス君（国民）

- (1) 在外国民審査制度について
 - ア 国民審査制度の創設から今日に至るまで、在外国民が国民審査権を行使することができない状態が続いていたことに関する総務省の受け止め
 - イ 今般の違憲判決が出なければ分離記号式投票を採用できないと総務省が理解していたか否かの確認
 - ウ 平成23年に、東京地裁が在外国民審査を認めていないことの憲法適合性について「重大な疑義」がある旨指摘し、今般の訴訟においても、地裁及び高裁で分離記号式投票等の方策が提示されたにもかかわらず総務省が具体的な方策を採らなかったことの適切性
- (2) 在外投票について
 - ア 有権者が在外投票を行うために必要な手続き及び在外国民が投票をしようと思ってから実際に投票を完了するまで期間の目安
 - イ 在外投票の利用状況
 - ウ 在外邦人のうち実際に在外投票を行った人数が非常に少ないことを受け、在外投票制度を抜本的

に見直すことを検討しているか否かの確認

エ 在外選挙におけるインターネット投票を早急に導入する必要性についての寺田総務大臣の見解

(3) 統一地方選挙について

ア 地方選挙において投票率が低くなっている原因等についての認識

イ 統一地方選挙の統一率を上げることを投票率の向上につながる施策として検討したか否かの確認

塩川鉄也君（共産）

寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体（寺田稔竹原後援会）の収支報告書（令和元年分及び令和2年分）について

ア 会計責任者の職務代行者の確認及び寺田総務大臣との関係

イ 収支報告書表面に記載されている事務担当者の確認及び寺田総務大臣との関係

ウ 収支報告書の事務（作成・提出）を行った者の確認及び寺田総務大臣との関係

エ 収支報告書の事務を行った者が会計責任者の生死に関して行った確認の内容

オ 政治資金規正法第7条の規定内容及び会計責任者の死亡後3年間にわたり政治団体の異動に係る届出が行われないままであったことについての確認並びにそのことが同条に抵触することについての寺田総務大臣の認識

カ 同第7条に反する行為は罰則が設けられていないため、同条違反の行為は是認されるとする考えを寺田総務大臣が持っているかの確認

キ 寺田総務大臣と寺田稔竹原後援会との一体性に関する同大臣の認識

ク 国会議員関係政治団体が制度として創設された経緯及び目的

ケ 国会議員自身が国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を行った団体について、当該議員とは別団体として切り離して考えることは法の趣旨に反するとの考えに対する寺田総務大臣の所見

コ 寺田総務大臣個人の確定申告を行っている税理士が同大臣に係る国会議員関係政治団体（5団体）の政治資金監査をしている事実の確認

サ 「政治資金監査に関するQ&A」において望ましくないとされている事象について、ケース・バイ・ケースの判断となる旨発言した寺田総務大臣の同Q&Aの遵守に関する認識

シ 政治資金監査制度の目的

ス 「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）」（令和2年3月公表）に記載されている登録政治資金監査人の登録状況

セ 登録政治資金監査人による適切な政治資金監査について、所管大臣である寺田総務大臣が率先して対応する必要性

ソ 政治資金監査の実効性がないことが本件収支報告書の取扱いで明らかとなったとする考えに対する寺田総務大臣の所見